
目次

教育長訓令	
○教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令……………	3
告示	
○令和7年度(2025年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について……	3

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第7号

序 中 一 般
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和7年12月24日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

別記第7号様式及び別記第11号様式中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育長訓令は、令和7年12月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道教育委員会告示第63号

令和7年度(2025年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考を次の要項により行う。

令和7年12月24日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

令和7年度(2025年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考実施要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員(甲板員)	若干名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船
船員(機関員)	若干名	実習船の機関における業務	
船員 (二等船舶通信士又は甲板員(通信))	若干名	実習船の通信に関する業務 及び甲板における業務	

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の職種の変更は認めません。

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 採用予定日

令和8年(2026年)4月1日

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員 (甲板員)	①五級以上の海技士(航海)資格を有する者 ②五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了(見込みの者を含む。)し、五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員 (機関員)	①五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)資格を有する者 ②五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了(見込みの者を含む。)し、五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者
船員 (二等船舶通信士)	三級以上の海技士(電子通信)及び二級以上の海技士(通信)の資格を有する者又は令和8年(2026年)3月31日までに同資格を取得する見込みの者
船員 (甲板員(通信))	第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士の資格を有する者又は令和8年(2026年)3月31日までに同資格を取得する見込みの者

エ 実習船勤務が可能な心身ともに強健な者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 拘禁刑(令和7年(2025年)5月31日以前は、禁錮刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の日程及び会場等

(1) 試験日 令和8年(2026年)2月6日(金)

(2) 試験会場 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階400号会議室

(3) 試験内容等

時間	選考種目等
13:00	集合
13:15~14:45	筆記試験(作文)
14:45~15:00	休憩
15:00~	口述試験(個別面接)

6 合格発表

試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。

また、合格者の受験番号については、北海道教育庁渡島教育局のホームページ上で発表します。
(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局実習船管理室あて提出してください。

(1) 申込書類

ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)

イ 高等学校の卒業(見込)証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類

ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員 (甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))
船員 (機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関))
船員 (二等船舶通信士)	海技免状の写し(三級以上の海技士(電子通信)及び二級以上の海技士(通信))
船員 (甲板員(通信))	無線従事者免許証の写し(第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士)

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員 (甲板員)	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験合格者 筆記試験合格証明書の写し 船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者 課程修了(見込)証明書 高等学校設置基準第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者 卒業(見込)証明書、単位修得(見込)証明書及び乗船証明書(乗船証明書の証明印は、代表者(所属長)の職印)
船員 (機関員)	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験合格者 筆記試験合格証明書の写し 船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者 課程修了(見込)証明書
船員 (二等船舶通信士)	令和8年(2026年)3月31日までに資格取得見込みであることを証明する書類
船員 (甲板員(通信))	令和8年(2026年)3月31日までに資格取得見込みであることを証明する書類

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、上記「6 合格発表」の渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参の場合	12月24日(水)から 1月26日(月)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	1月26日(月)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書に不備がある場合は受け付けません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

(1) 初任給(令和7年(2025年)4月1日に採用される職員の初任給)

大学新卒 291,100円

短大新卒 264,300円

高校新卒 233,100円

(2) 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

(3) 諸手当

期末・勤勉手当(1年間に給料等の約4.65月分)、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

※ 初任給は、採用前の学歴や経歴などを考慮の上、決定されます。

※ 初任給等は、変更される場合があります。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間等

原則として1日7時間45分(8:45～17:30)。土・日曜日及び祝日等の休日は休み。

ただし、航海中は勤務時間に変更となり、また、土・日曜日及び祝日等は勤務(土・日曜日は振替)となります。

(2) 休暇

年次有給休暇(年20日(4月1日採用の場合、採用の年は15日)。残日数は20日を限度として翌年に繰越)、病気休暇、夏季休暇〔5日〕、結婚休暇〔7日〕、配偶者出産休暇、産前休暇、産後休暇、育児休暇、育児参加休暇、子育て支援休暇、忌引休暇、介護休暇 等

10 その他

(1) 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、必ずその旨御連絡ください。

(2) 申込書に記載された個人情報は、本選考以外の目的には使用しません。

(3) 採用の可否にかかわらず、応募書類は返却しません。

(4) 採用予定数の「若干名」とは、1～3名を意味します。

11 申込先及び問合せ先

〒041-8557 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

電話：0138-47-9579(直通)

